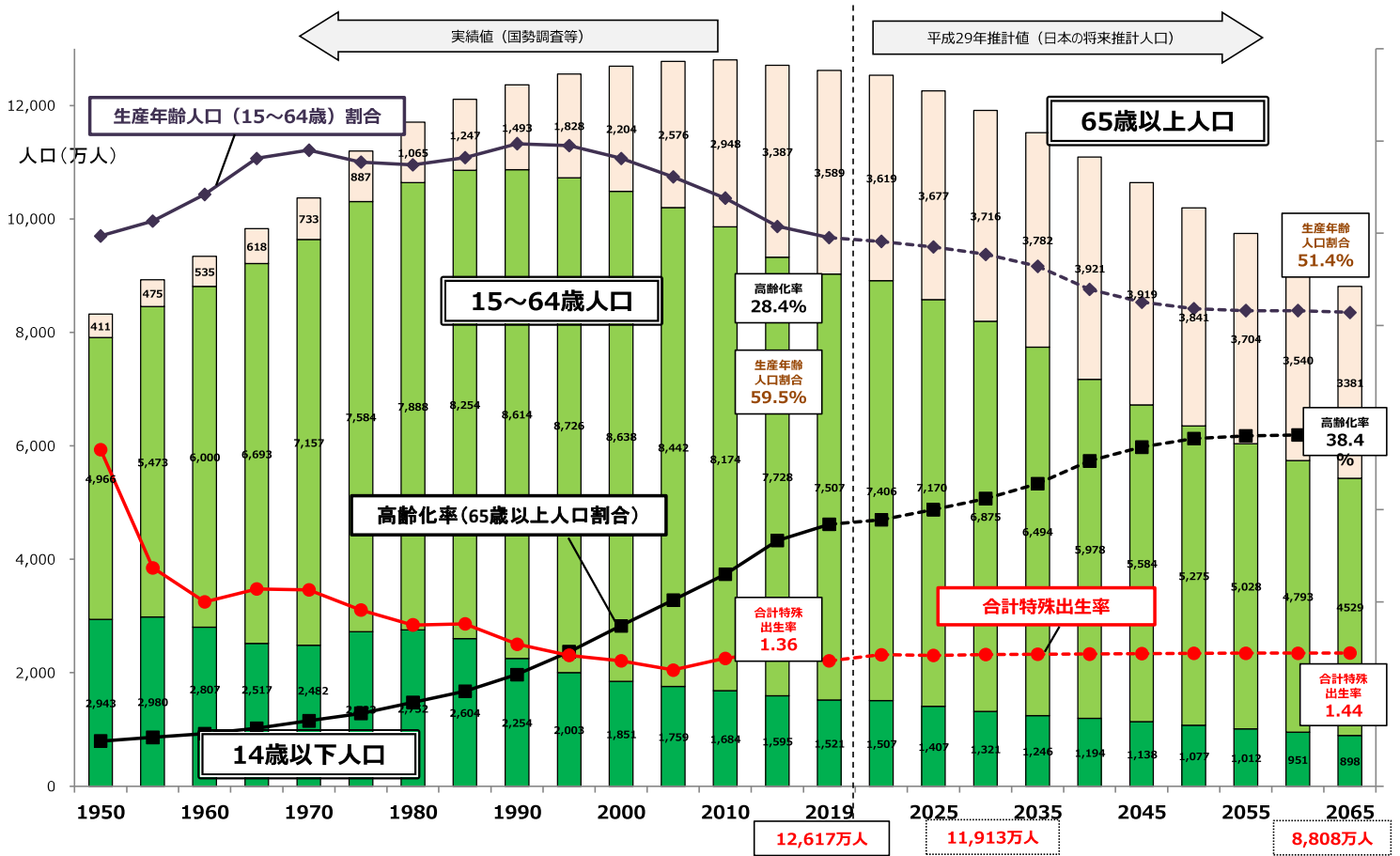


# 「健康経営®」の取組み ～健康事業所宣言～

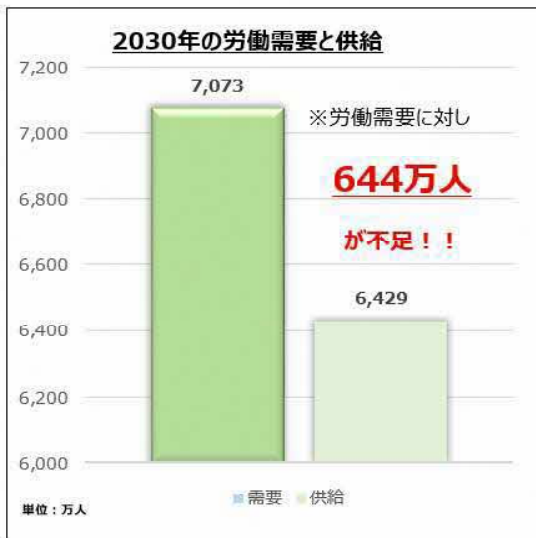
※健康経営®はNPO法人健康経営研究会の登録商標です

# ●健康経営に取り組む背景① 我が国の将来推計人口



(出所) 2019年までの人口は総務省「人口推計」(各年10月1日現在)、高齢化率および生産年齢人口割合は、2019年は総務省「人口推計」、それ以外は総務省「国勢調査」、2019年までの合計特殊出生率は厚生労働省「人口動態統計」、2020年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計)」:出生中位・死亡中位推計

## ●健康経営に取り組む背景② 労働需給



- 2030年、人出は**644万人不足**する
- サービス業・医療福祉業などは現在でも不足しているが、少子高齢化などにより今後の大きな需要に供給が追いつかないと予測



【考える対応策は？】

○生産性を上げること

最低4%生産性を上げると298万人の労働需要を減らすことが可能

○働くシニアを増やすこと

64歳男性の労働力が69歳まで維持、60代女性の70%が働くシニアは163万人増加

○働く女性を増やすこと

25~29歳時の労働力率が49歳まで維持されると、働く女性は102万人増加

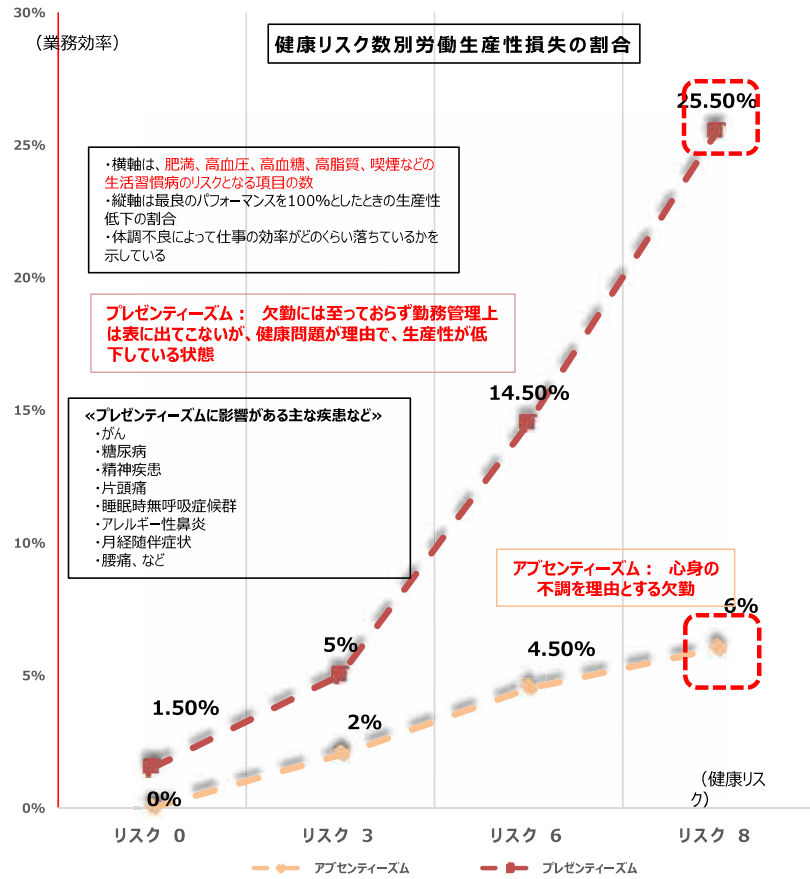
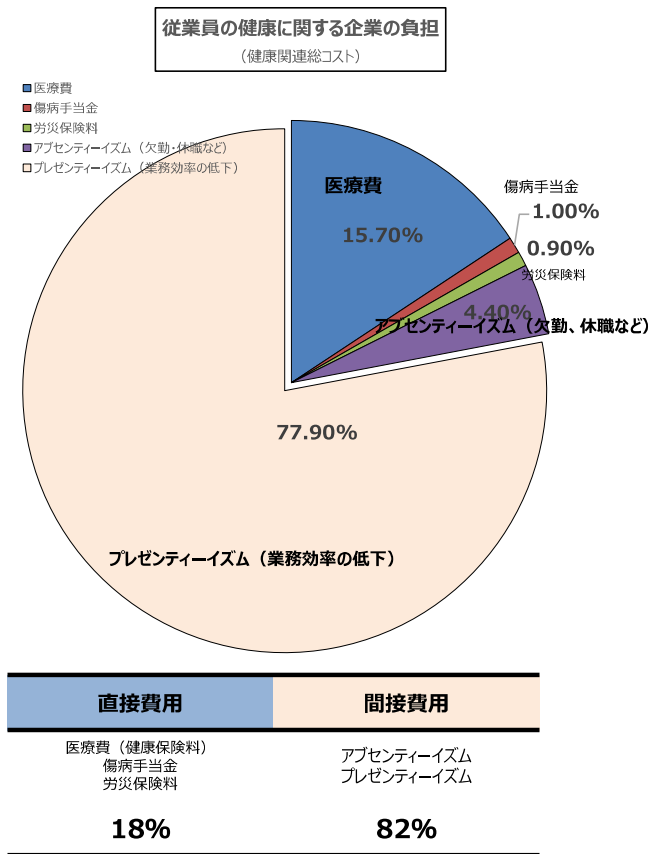
○働く外国人を増やすこと

政府が進める新たな在留資格創設により、日本で働く外国人は81万人増加



# ●労働生産性の向上(アブセンティーズムとプレゼンティーズム)

- 出勤はしているが、心身の不調により健康リスクが8項目ある人は、業務効率が25.5%低下する(プレゼンティーズム)
- “健康リスクが高くなれば生産性が低下し、労働損失が大きくなる” 今後はプレゼンティーズムのコストにも注意を払っていく必要がある



出典：『平成27年度健康寿命延伸産業創出推進事業実践支援調査報告書』(経済産業省・2016)

出典：東京大学政策ビジョン研究センター健康経営研究ユニット

# ●従業員の活力向上(ワークエンゲージメント・従業員の定着)

## ●ワーク・エンゲージメント

- ・仕事から活力を得ていきましている (活力)
- ・仕事に誇りとやりがいを感じている (熱意)
- ・仕事に熱心に取り組んでいる (没頭)

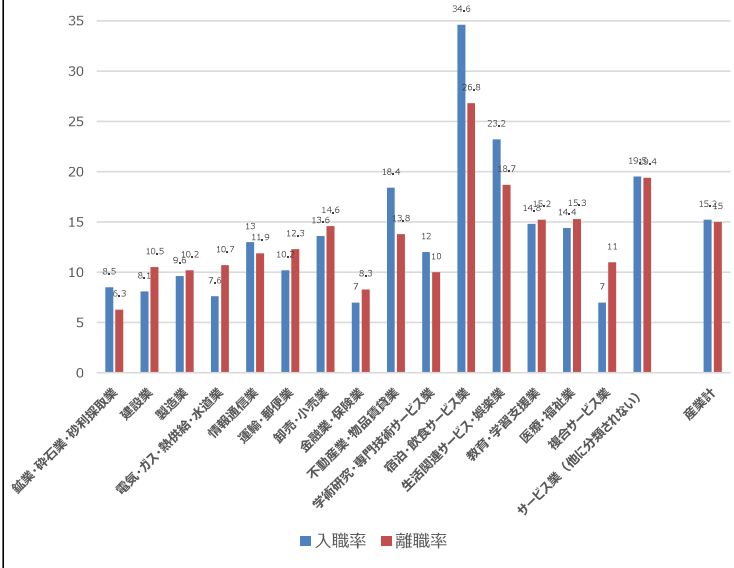
この3つが揃った状態



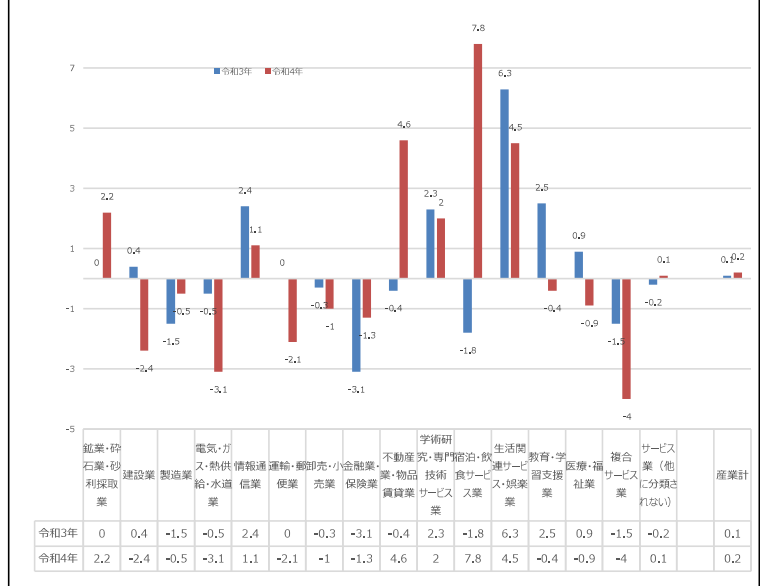
## ●ワーク・エンゲージメントを高めるメリット

- ・生産性の向上
- ・離職率の低下
- ・顧客満足度の向上

産業別入職率・離職率 (令和4年 (2022))



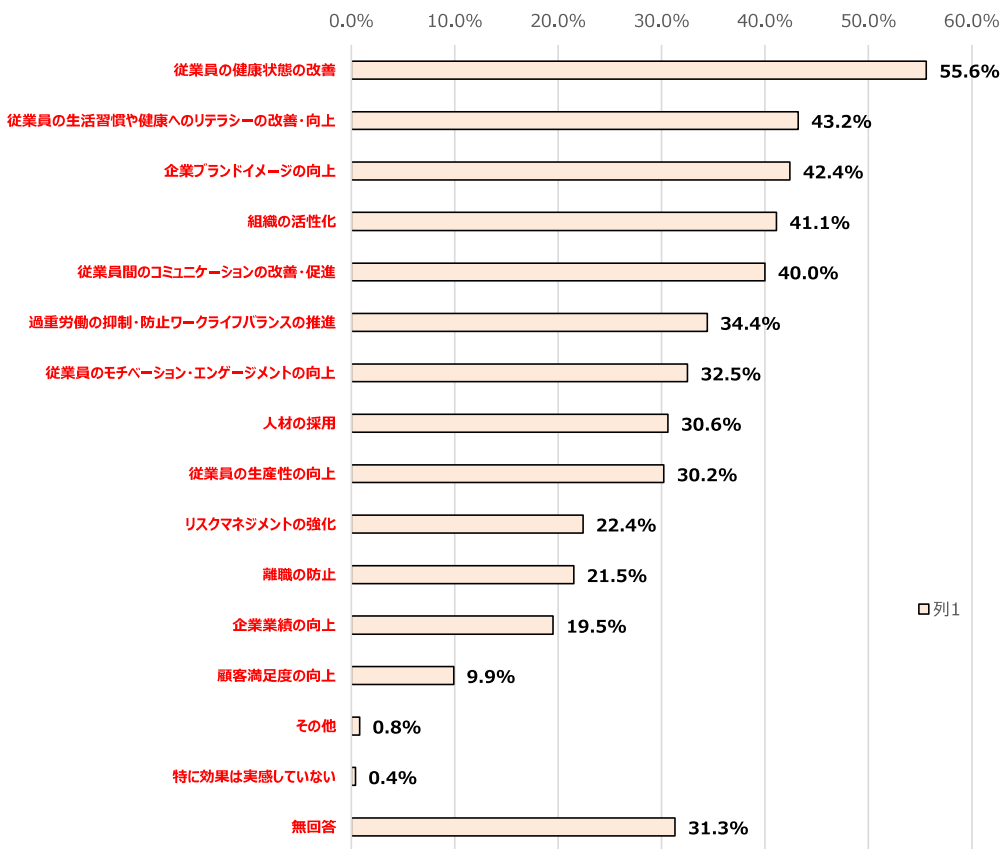
産業別入職超過率 (令和3年・令和4年比較)



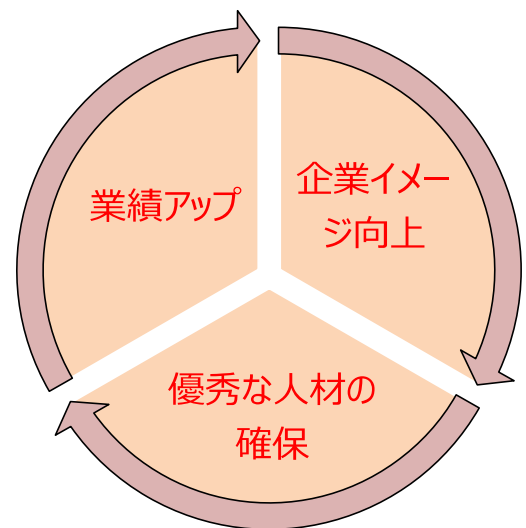
出典：『令和4年雇用動向調査結果の概要』(厚生労働省) 人出不足の下での働き方をめぐる課題について (厚生労働省)

# ●社会的評価と企業イメージの向上

健康経営を推進する中小企業が実感している効果



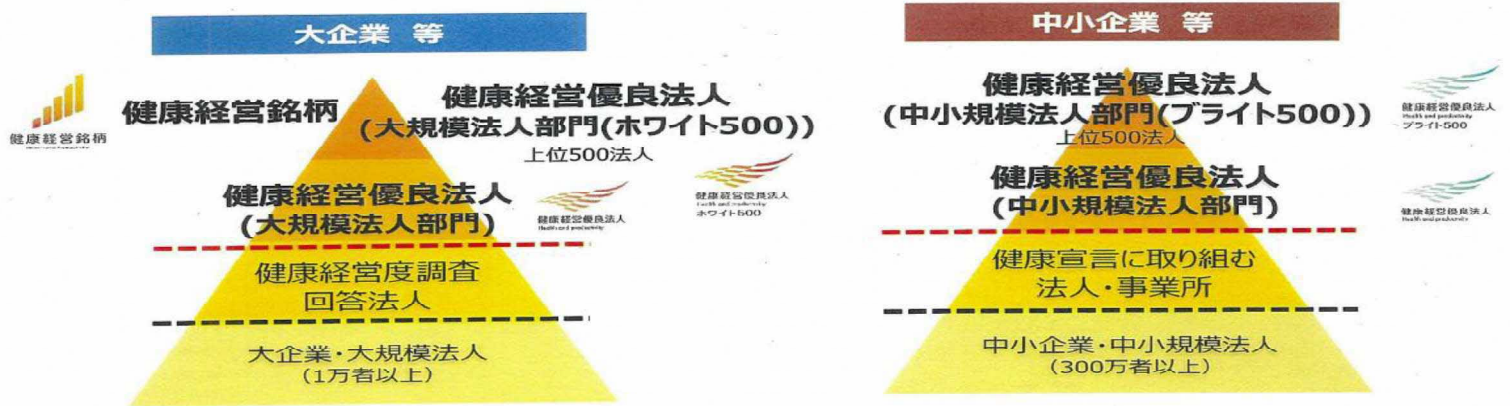
企業イメージ向上による正のスパイラル（イメージ図）



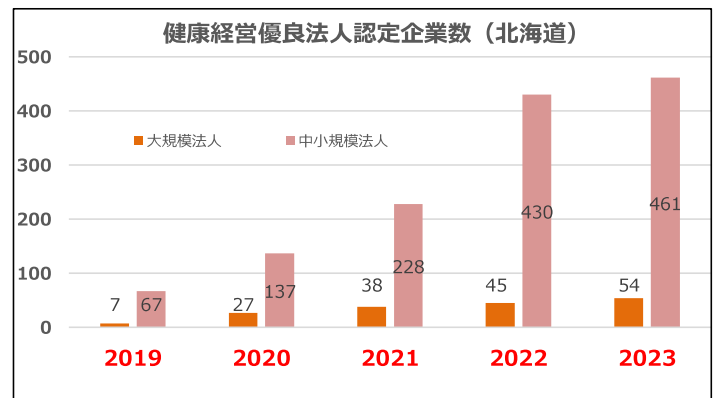
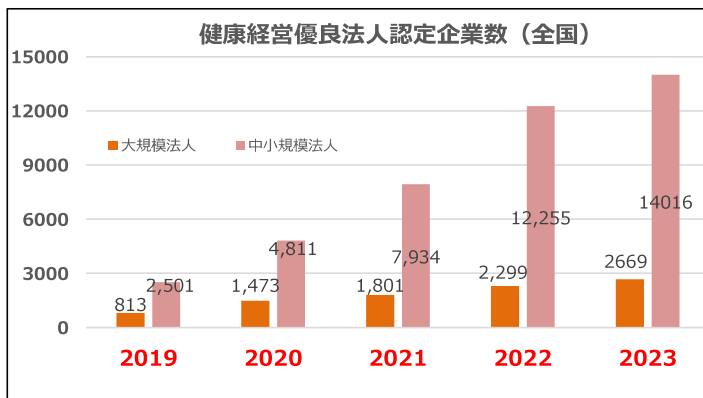
出典：経済産業省「健康経営の推進及び「健康経営銘柄2021」『健康経営優良法人2021』について」2020年

## ●健康経営の推進 健康経営優良法人制度と認定企業数の推移

■健康経営優良法人制度とは、特に優良な健康経営を実践している企業等の法人を『見える化』することで、従業員や求職者、関係企業や金融機関などから評価を受けることができる環境を整備することを目的に、2016年度に経済産業省が創設した制度



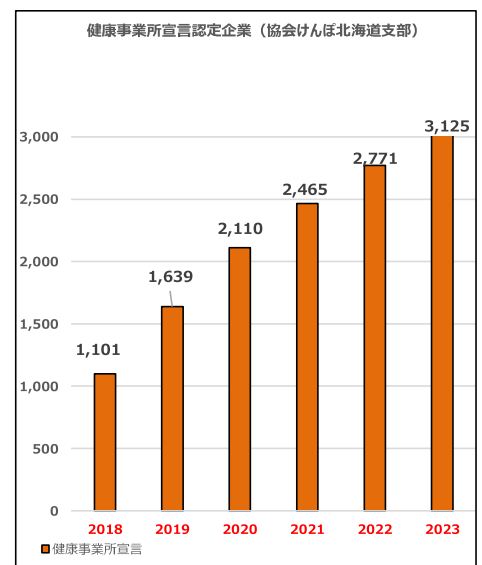
出所：令和3年10月 経済産業省ヘルスケア産業課「健康経営の推進について」



# ●協会けんぽ北海道支部の“健康事業所宣言”①

## “健康事業所宣言” から始める “健康経営®”

そろそろ「健康経営®」を始めたい事業所の最初のステップ『健康事業所宣言』  
～ 宣言事業所の健康経営を協会けんぽ北海道支部がバックアップ ～

※R6.1月末現在  
後志圏域 110社

次のステップは国の顕彰制度 **健康経営優良法人認定制度の認定取得！！**  
(健康経営優良法人認定には **各医療保険者が実施する健康事業所宣言等への参加が必須** になっています)



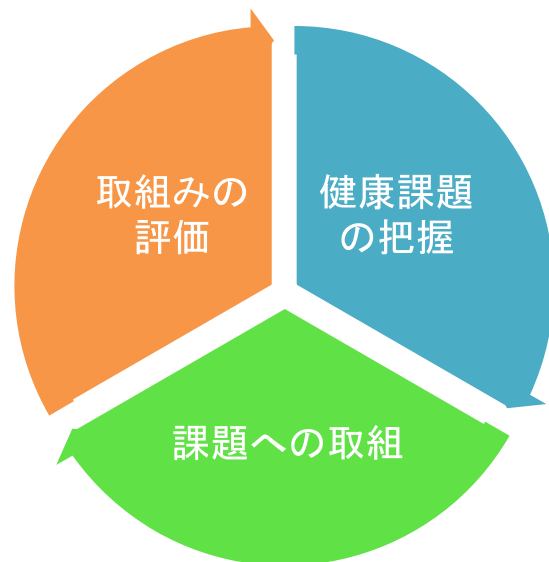
## ●協会けんぽ北海道支部の“健康事業所宣言”②

### “健康事業所宣言” エントリー要件



### 「健康経営のPDCAサイクル」

エントリー要件がPDCAの土台



#### ●共通項目の目標設定

##### 1. 健康診断の実施

健康課題の把握

- 法令に従い、事業主を含む全従業員に対して「定期健康診断」を実施します。

※健診受診率は実質100%

##### 2. 特定保健指導の実施

課題への取組

- 健康診断の結果、メタボリックシンドロームのリスクがある方に対しては、協会けんぽが行う「特定保健指導」を利用し、従業員の生活習慣改善の支援に取り組みます。

※被保険者の特定保健指導を実施し40%以上(50%以上)の実施率を目標とする

##### 3. 再検査・要治療者への受診勧奨

課題への取組

- 健診結果において再検査などの必要がある従業員に対し医療機関への受診勧奨をします。

#### ●選択項目の目標設定(職場の健康プランの実施)

課題への取組

##### 1. 4つの健康づくりカテゴリから選択

- ①食生活・栄養プラン、②運動の推進プラン、③喫煙対策プラン、④メンタルヘルス対策プランの中から1つ以上選択。

##### 2. 具体的取組みを決定

## ●“健康経営”でがん検診受診率向上

労働安全衛生法に基づく一般定期健康診断の必要項目を網羅するうえに、5大がん検診もカバーする「生活習慣病予防健診」を選択することも従業員の健康づくりに役立ちます。健診受診がしやすい職場環境の整備も健康経営の一環です！

**定期健康診断から生活習慣病予防健診への切り替えを！**  
**生活習慣病予防健診等の自己負担の軽減**

一般健診 (対象: 35歳~74歳の被保険者に本人) **7,169円** → **5,282円** (最高)

協会けんぽの生活習慣病予防健診は、**メタボリックシンドローム**とともに**5大がん**までカバー！

※メタボリックシンドロームとは、お腹まわりに内臓脂肪がたまることで悪玉のホルモンが分泌され、高血圧・高血糖・脂質異常等が起こり、生活習慣病になりやすくなっている状態のことです。

付加健診 **4,802円** → **2,689円** (令和6年4月より、付加健診の対象年齢について、現行の40歳、50歳に加え、45歳、55歳、60歳、65歳、70歳も対象になります。)

※付加健診とは、男目の年齢において、肝臓、胆のう、腎臓といった腹部の臓器の様子を調べるための腹部超音波検査や、高血圧・動脈硬化などを見つける手がかりとなる眼底検査といった、より詳細な健診です。

子宮頸がん検診、乳がん検診、肝炎ウイルス検査の自己負担も同様に軽減します。



女性特有のがん検診！

<b>乳がん検診</b> 40~74歳で専業主婦の女性被保険者	●問診 ●乳房エックス線検査 (マンモグラフィ) ●視診・触診 (医師の判断により実施)	40~48歳 (2方向撮影)	5,621円 → 1,574円
		50~74歳 (1方向撮影)	3,619円 → 1,013円
<b>子宮頸がん検診</b> 35~74歳で専業主婦の女性被保険者	●問診 ●細胞診 ▶自己採取による検査は実施していません。 ▶36歳・38歳の方は、子宮頸がん検診の単独受診も可能です。		3,463円 → 970円

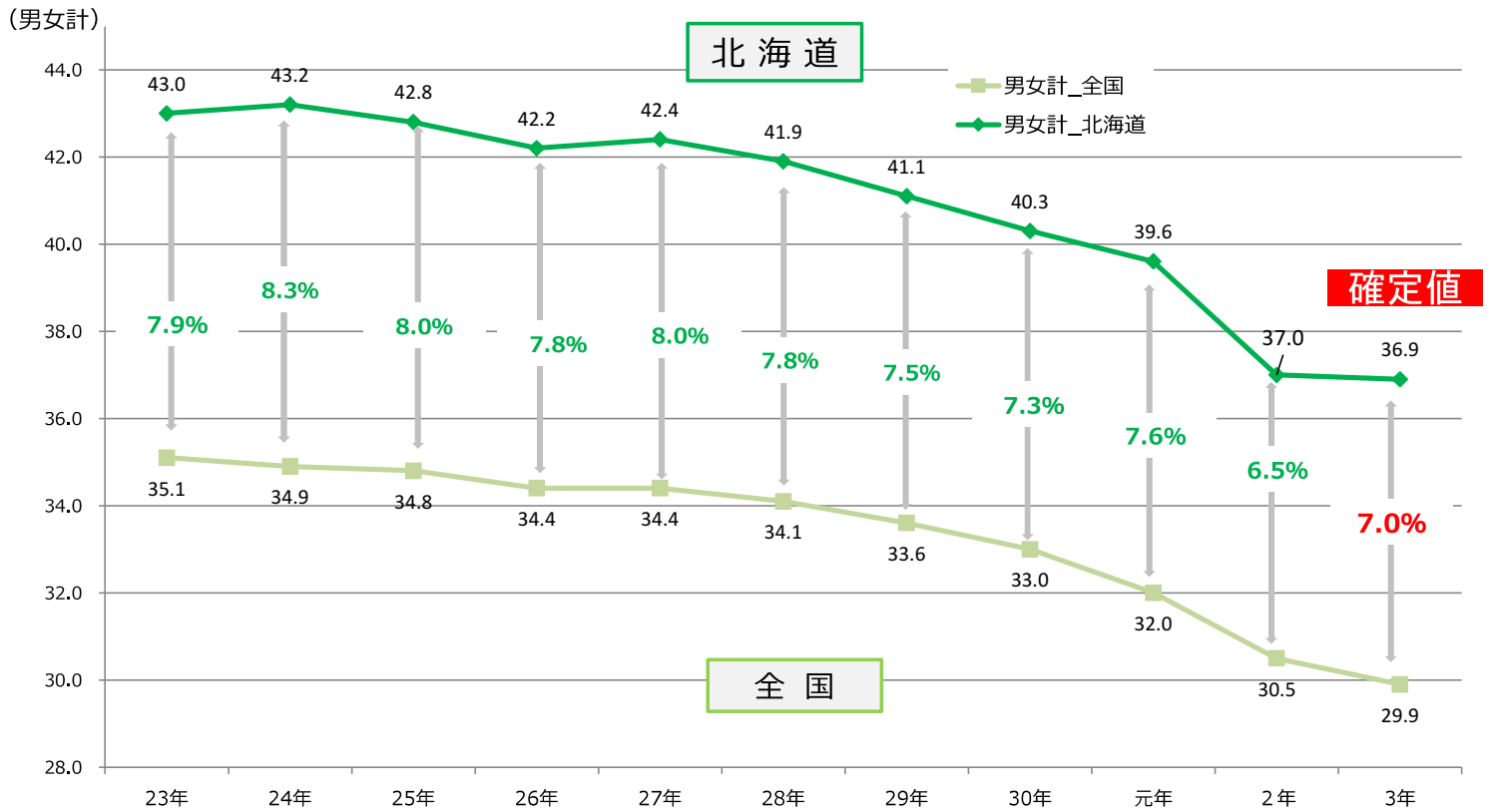


## 北海道支部における喫煙対策事業

# 1. 喫煙率の推移等について

## 【喫煙率の推移等について】

- 北海道支部における令和3年度の喫煙率（男女計）は36.9%と、前年度より0.1%ポイント減少した。
- 全国平均の喫煙率の減少率が北海道支部を上回る状況。



## 2. 令和5年度喫煙率低減に向けた事業実施

### ① 医師による簡易禁煙指導

- 生活習慣病予防健診問診時を活用し、医師による簡易禁煙指導（タバコの有害性と具体的な禁煙方法に関すること）を実施する。
  - 年度内実施目標件数を30,000件→35,000件へ拡大するため、既存の健診機関（受託機関）への好事例の収集及び横展開による指導スキームの効率化を図るほか、新たな健診機関（受託機関）を確保するべく、積極的な周知・広報を行う。
  - 本取組の本格実施は、令和5年度で5年度目を迎えており、対象者に対する指導実施後のアンケートの見直しを行い、取組の質の向上を図る。
  - 禁煙指導後に受診する健診受診時の問診票データ（喫煙or禁煙）に基づき、効果測定を行った結果、一定程度の効果が得られていることから、継続して実施する。
- ※禁煙指導時に使用するパンフレットの見直し（令和5年下期より使用開始）

### <取組結果（効果測定結果）>

医師による簡易禁煙指導					
取組年度	指導実施者	効果測定対象者	喫煙者→非喫煙者		
令和2年度	21,927人	16,279人	1,091人 (6.7%)	男	女
				783人 (6.0%)	308人 (9.7%)
令和3年度	29,103人	21,798人	1,400人 (6.4%)	男	女
				1,042人 (6.0%)	358人 (8.0%)

## 2. 令和5年度喫煙率低減に向けた事業実施

### ②リスクスコア活用した喫煙者に対する禁煙個別通知の送付

- ・「疾病発症確率モデル」を活用し、禁煙した場合どの程度重症疾病（脳卒中、心筋梗塞）の発症率が低下するか等を記載した個別通知を送付する。
- ・本取組の効果測定として、令和2年度実施分について、通知送付後に受診する健診受診時の問診票データ（喫煙or禁煙）に基づき、行動変容を追跡したところ、約10%の対象者が非喫煙者となっていることが認められており、本事業は効果的な事業であると評価できることから、加入者の喫煙率の低下及び健康度の向上が期待できる。

※令和6年度より自治体と共同での実施を計画（函館市・苫小牧市・新ひだか町）次ページ参照

### <取組結果（効果測定結果）>

リスクスコアを活用した喫煙者に対する個別通知					
取組年度	通知実施者	効果測定対象者	喫煙者→非喫煙者		
				男	女
令和2年度	29,999人	21,881人	2,326人 (10.6%)	1,951人 (10.4%)	375人 (12.3%)
令和3年度	29,993人	24,313人	2,392人 (9.8%)	1,668人 (9.4%)	724人 (11.0%)

## (参考) 自治体と連携した健康づくり事業の実施

≪協会けんぽ加入者喫煙率 R3≫

人口上位		喫煙率		喫煙率		喫煙率	
No.	市町村	(男)	(女)	No.	市町村	(男)	(女)
1	札幌市	42.9%	23.8%	7	小樽市	44.3%	28.0%
2	旭川市	44.9%	25.9%	8	北見市	45.0%	26.7%
3	函館市	46.7%	27.4%	9	江別市	42.1%	21.0%
4	釧路市	49.5%	34.1%	10	室蘭市	46.0%	28.0%
5	苫小牧市	47.0%	29.0%		新ひだか町	51.8%	29.4%
6	帯広市	43.8%	25.0%		北海道全体	<b>43.8%</b>	<b>24.6%</b>

国保加入者へも同様の通知事業ができないか・・・？

### 加入保険者によらず、地域全体の喫煙率低減の実現

市町村	連携協定締結日	国保加入喫煙率	
		男性	女性
函館市	令和3年3月5日	23.6%	9.2%
苫小牧市	令和5年7月13日 (国保連合会との三者協定)	22.9%	9.1%
新ひだか町	令和5年7月20日 (国保連合会との三者協定)	31.4%	9.9%

※国保加入者の健診受診者より算出

喫煙率が高く、健康課題の一つとして挙げられている上記3自治体と令和6年度より個別通知事業を実施。  
スキームを確立し道内自治体への拡大を図る。



## 2. 令和5年度喫煙率低減に向けた事業実施

### ③ 国立がん研究センター実証実験への参画

- ・ 事業主および労務管理責任者との約6か月間に渡る面談等を通じ職場の喫煙率低減に取り組む国立がん研究センターの実証実験に令和4年度より参画。
- ・ 健康事業所宣言事業所へ参加を募ったところ24事業所が参加を希望。異なる業態から6社を選出した。
- ・ 令和4年度は4事業所がエントリーし各事業所において複数の喫煙者が禁煙に成功している。また、事業所が率先して職場の喫煙対策に取り組むことにより喫煙者だけではなく非喫煙者の意識変容にも繋がっている。
- ・ 令和5年度は2事業所が5月よりプログラムを開始。現在も面談を継続し1社は9月より「禁煙チャレンジキャンペーン」を開始し順調に経過している。

※職場が個人の禁煙に介入することが有益であるとの判断により④の事業企画へと発展

### ④ 健康事業所宣言向け禁煙・喫煙対策プログラム実施

- ・ 北海道支部被保険者の喫煙率は全国でも高位に位置する。また、健康事業所宣言の選択型取り組みプランにおいても約半数の事業所が喫煙対策に取り組んでいる。
  - ・ 禁煙へ導くスキームは国立がん研究センターの実証実験を通じて得られたエビデンスより対個人より職場単位で行う方が有効性があると判断し、事業所向けの禁煙・喫煙対策プログラムの提供を実施する。
  - ・ 従業員の禁煙に向けた取組や、事業所内の喫煙対策（分煙・禁煙）等、事業所向けのプログラムを策定し、宣言事業所へのフォローアップ事業とする。
- ※令和5年11月より3か月間キャンペーンを実施。専門業者によるセミナーの実施、禁煙希望者個人へのフォローアップアプリの提供。令和6年度も宣言事業所のフォローアッププログラムとして継続

# ご清聴ありがとうございました。

※ご不明な点がございましたら、お気軽にお問合せください

## 【お問合せ先】

**全国健康保険協会（協会けんぽ）北海道支部 企画グループ**

住所：札幌市北区北10条西3丁目23番地1 THE PEAK SAPPORO 3F

電話：011-726-0364（直通） FAX：011-726-0380



**全国健康保険協会 北海道支部**  
協会けんぽ